

東法連ニュース

2018年
(平成30年)
1月号
第383号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : <http://www.tohoren.or.jp> Mail : info@tohoren.or.jp



小林会長

年頭のごあいさつ

あけましておめでとうございます。本年が皆様にとりまして輝かしき一年となりますよう祈念申し上げます。さて、年頭のごあいさつにあたり、全法連の季刊誌「ほうじん」で年頭寸言をご覧になった皆様も多いと思いますが、ここに同文を掲載させていただきます。本年も、法人会活動に対して一層のご協力をお願い申し上げますとともに、会員企業の皆様のご隆盛を心から祈念申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

年頭寸言

内なるグローバル化の更なる推進を

一般的にグローバル化といえば、日本人や日本企業が海外に出ていくことと捉える場合が多い。しかし、日本全体が抱える人口減少と少子高齢化という厳しい社会構造の変化を考えた場合、グローバル化の動きは、従来の「内から外へ」に加え、「外から内へ」、即ちヒト・モノ・カネ・情報を日本に呼び込む「内なるグローバル化」を推進することが必要不可欠になっている。

この「内なるグローバル化」の象徴的なものとしては、訪日外国人観光客の経済的効果があげられる。外国人観光客は、スマートフォンを使いSNSで情報発信することにより新たな観光地を発掘し、更に外国人観光客が訪れるという好循環も既に生まれている。

一方、日本の対内直接投資残高は2016年末で27・8兆円、対GDP比5.2%と近年は増加しているも

の、国際的にはまだまだ低水準である。その原因として、規制・行政手続の煩雑さ、法人税負担などビジネスコストの高さ、市場の閉鎖性、外国人向け生活環境の整備不足、外資系企業で働けるグローバル人材の不足などが考えられる。米国のシリコンバレーのように、国籍、民族、キャリア、発想など、多種多様な人材が切磋琢磨し、革新的な製品、ビジネスを生み出す仕組みを作り上げることが理想である。

我々法人会は、多種多様な業種、業態からなる約80万社という大規模な会員企業のネットワークがある。この素晴らしいネットワークを最大限活用し、異なる知恵・ノウハウの交流を推し進め、大きな波を起こし、新しい価値観を生み出すことで会員企業が元気になり、日本も元気にしていきたい。

一般社団法人東京法人会連合会

会長 小林 栄三



中間決算等を審議する理事会

東法連の中間決算は、ほぼ予算通りに執行されている。経常収益は年間予算237百万円に対して152百万円、経常費用は年間予算237百万円に対して1

東法連の中間決算承認 税を考える週間行事などを報告

平成29年度第3回東法連理事

会が12月6日、



あいさつする
小林栄三会長

全法連会館で
開催され、東
法連の平成29
年度中間決算

(4月1日～9月30日)、業務執行理事の職務執行状況が承認された。また、税を考える週間行事の実施結果、地球温暖化対策報告書の提出状況などについて報告があった。

東法連理事会

46百万円である旨の報告があった。

税を考える

週間行事の実施結果では、野村資

産承継研究所理事長・品川芳宣氏による協賛講演会、キッザニア東京における租税教育活動、山手線一周租税広報活動、JR線車内まど上広告などが報告された。また、

キッザニア東京での租税教育については、約5600人の来場者があり、NHK、日本テレビ、テレビ朝日、フジテレビや、朝日、毎日、産経、日本経済新聞など、多くのマスコミで取り上げられたことなどが報告された。

なお、地球温暖化対策報告書の提出状況については10月末日現在、事務局と会員合わせて795件であるとの報告があった。

理事には監督責任があるため 理事会上に業務執行報告がある

理事会終了後、公益法人協会副理事長・鈴木勝治氏による「法人運営における役員の役割と責任」と題した講話があった。講話では、法令そのものの解説とともに、法



講師の鈴木勝治氏

令の持つ意義について以下のように詳しい説明があった。

一般法人法は旧民法と異なり、理事会設置法人では、代表理事、業務執行理事を一般理事から分離しており、各理事によって役割が異なる。理事には理事の職務執行監督責任があるため、理事会には業務執行報告がある。一般理事は業務執行を決定するが執行者ではない。しかし、業務執行報告を受

け承認すれば執行内容について監督責任を負うことになる。異議がある場合は議事録にとどめる必要がある。

また、理事には忠実義務があり、その法人のため忠実にその職務を行わなければならないことになっている。そのため法人と利害関係に立たないことを原則としており、競業取引および利益相反取引の制限がある。これらの取引を行う場合は、理事会の承認が必要になり、取引後は理事会に報告しなければならない。

新宿線のドア横、大江戸線のまど上にポスターを掲示する。

確定申告期に法人会とe-TaxをPR 都営地下鉄線車内広告を実施

東法連では、2月16日から始まる確定申告期に都営地下鉄線です。e-TaxをPRする車内広告を実施する。掲示期間は2月1日から2月28日の1ヶ月間、都営地下鉄浅草線、三田線、



都営地下鉄線ドア横ポスター

都営地下鉄車内広告

- (1) 期間 平成30年2月1日(木)～2月28日(水) 1ヶ月
- (2) 路線 浅草線、三田線、新宿線、大江戸線
- (3) 掲示場所 浅草線、三田線、新宿線(車両内ドア横)、大江戸線(車両内まど上)
- (4) 車両数 1,132両(1両1枚)

大法人を対象に 調査部所管法人セミナーを開催 236社から経理担当者ら312名参加

東法連は11月20日、ベルサール東京日本橋で第3回調査部所管法人セミナーを開催した。対象は、

第1、第2ブロックの一部の法人会と第5、6ブロック所属法人会の管轄地域内に所在する国税局調査部所管法人(原則として資本金額が1億円以上の法人)である。

当日は、236社の法人から経理担当者など312名が参加した。

難しい内容をユーモアを交えてやさしく解説



講演する山縣哲也氏

第一部では、東京国税局調査第一部長の山縣哲也氏が「税務行政の現状と課題」と題し、国際的な課税問題への対応について、難しい内容をユーモアを交えてやさしく解説した。まず、「税源侵食と利益移転(BEPS)」の事例を示しその問題点を指摘した。ま

た。その他、税務コンプライアンスの維持・向上についても説明があった。



講演を熱心に聞き入る参加者

た、脱税対策として2国間金融資産情報の「自動的情報交換」について説明し

「税源侵食と利益移転」はBEPS (Base Erosion and Profit Shifting) の邦訳で、多国籍企業が税制の間

間や抜け穴を利用した節税対策により合法的に税負担を軽減することである。講演ではその例として(Googleなどのアメリカ企業が採用する節税スキーム「ダブルアイリッシュ・ウイズ・ア・ダッチ・サンドイッチ」)を紹介した。

BEPSは税収の減少と共に企業の公平な競争を害する

同スキームは、アイルランド、

オランダおよびタックスヘイブン国に別法人を設け、各国の税制の違いを利用し、ライセンス料などの名目で利益を移転して合法的に節税を図るものである。このよう

なBEPSによって以下のように様々な問題が生じている。①納税者の不公平感により税制に対する信頼が揺らぐ。②税収の減少等による財政の悪化。③BEPSを利用しない納税者がより大きな割合の税負担を強いられる。④BEPSを利用しない国内企業(中小企業等)の競争条件が不利になり、公平な競争が害される等。

このような動きに対し、OECD租税委員会は、「BEPSプロ

「税制講演会」のご案内

東法連では、「税制講演会」を次のとおり開催します。一般(非会員)の方の参加も可能です。是非ご参加ください。

日時 平成30年3月5日(月)
午後3時~4時30分
場所 京王プラザホテル
南館4階「錦」

新宿区西新宿2-2-1
JR・京王線・小田急線・
地下鉄「新宿駅」西口より
徒歩5分

プロジェクト」を立ち上げ、国際課税全体を見直す取組みを進めている。また、BEPS対策とは別に、各国の税務当局同士が非居住者金融機関口座情報を一括して情報交換する、自動情報交換の制度が進んでいることを紹介した。これにより、古い映画にあるように、海外の金融機関に匿名で隠し財産を保有することが難しくなる。

第二部では、東京国税局調査第一課の安河内誠国際税務専門官が「移転価格税制の執行」について、同課税第二部消費税課実務指導専門官の森田周治氏が「消費税軽減税率」について講演した。

テーマ 「財政・税制と社会保障を巡る課題」
講師 法政大学 経済学部教授 小黒 一正氏
定員 200名(定員になり次第締め切ります)

参加費 無料
☆参加のお申込みは
東京法人会連合会事務局
(TEL 03-3357-0771)まで



各部署の報告を聴くサミット参加者

ここに身に着けて参加してもらうという、女性らしいアイデアが取り入れられた。

また、参加部会員の所属法人会がすくに分かるように、各部署のテーマカラーを決め、その色をどのパンフレットを使うなど、説明のための工夫が見られた。

サミットでは、各部署長より活動内容の報告があり、各部署とも特に絵はがきコンクールに力をいれていることが分かった。報告はプロジェクトやカラー写真入りのための工夫が見られた。

**沿線4法人会が
女性部会副都心線
サミットを開催**

東京メトロ副都心線沿線の四谷、渋谷、新宿、豊島法人会の4法人会が、10月11日、クルーズクルーズTHE GINZAにおいて女性部会副都心線サミットを開催した。昨年度につづき2回目となる。

東京国税局からのお知らせ

平成29年分確定申告期における税務署の閉庁日対応の実施について

東京国税局では、平成29年分確定申告期においても、次のとおり閉庁日対応を行います。

○閉庁日対応を行う税務署【東京都】

杉並、荻窪、豊島、板橋、葛飾、八王子、武蔵野、武蔵野中、町田、日野及び東村山税務署

次の税務署においては各合同会場で実施します。

合同会場(対象署：麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、小石川、本郷、東京上野、浅草、本所、向島、江東西及び江東東税務署)

合同会場(対象署：品川及び荏原税務署)

合同会場(対象署：四谷、新宿及び中野税務署)

合同会場(対象署：目黒、世田谷、北沢、玉川及び渋谷税務署)

合同会場(対象署：大森、雪谷及び蒲田税務署)

合同会場(対象署：王子及び荒川税務署)

合同会場(対象署：練馬東及び練馬西税務署)

合同会場(対象署：足立及び西新井税務署)

合同会場(対象署：江戸川北及び江戸川南税務署)

合同会場(対象署：立川及び青梅税務署)

○閉庁日対応を行う日 平成30年2月18日(日)及び2月25日(日)

○対応業務 確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談

※ 下線部分は、税務署庁舎外の申告書作成会場で閉庁日対応を行う税務署を示す。

※ 荏原、大森、雪谷、荒川、練馬西、西新井、江戸川南、青梅及び下線部分の税務署の庁舎では執務を行わない。

※ 詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

**あなたが守る 従業員の健康と生きがい ～企業でできるがん対策～
シンポジウムのご案内**

主催：東京都福祉保健局

がんの早期発見及びがん患者の治療と仕事の両立支援に関する正しい理解のためのシンポジウムです。会員企業の皆様、ふるってご参加ください。法人会の役員や委員、事務局の皆様の参加も歓迎です。

日時：2018年3月2日(金) 14:00～17:30

場所：イノホール(千代田区内幸町2丁目1番1号)

参加費：無料(申込制) 申込締切 2018年2月23日(金)

基調講演

●がん治療と就労を両立させるために

事例発表

●従業員へのがんの早期発見・治療と仕事の両立支援の優良な取組の実践

トークショー

●自分らしく生きるために ～大切にしたい周りの人の支えと自分の身体～

ゲスト/タレント 向井 亜紀氏

参加のお申込み方法等の詳細は、東法連ホームページお知らせ欄又は東京都福祉保健局ホームページをご覧ください。

【問合せ先】株式会社成光社(シンポジウム開催事務局)

TEL 03-5651-7325[平日 午前9時～午後5時]